

○集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程

(昭和 50 年 12 月 23 日公安委員会規程第 2 号)

集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程を次のように定める。

集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和 27 年徳島市条例第 3 号。以下「条例」という。)の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(慣例による行事)

第 2 条 条例第 1 条ただし書き第 2 号の「通常の冠婚葬祭等の慣例による行事」とは、通常の冠婚葬祭のほか、次のようなものをいう。

- (1) 専ら学術、芸術、営業等のため通常行われるもの。
- (2) 専ら慰安、隣保親善等のため市民的行事として通常行われるもの。
- (3) 官公庁の職務として通常行われるもの。

(届出の手續)

第 3 条 条例第 2 条の規定による届出書は、集団行進又は集団示威運動(以下「集団行進等」という。)を実施しようとする場所を管轄する警察署長(当該集団行進等の場所が 2 以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれか 1 の警察署長。以下「警察署長」という。)を経由して徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に 2 通提出させるものとする。

2 届出書の提出を受けた警察署長は、その 1 通を速やかに公安委員会に送付しなければならない。

3 条例第 2 条に規定する届出書の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、条例第 2 条に規定する記載事項を備えている書面については、他の様式によることを妨げない。

(届出済証明書の交付)

第 4 条 条例第 2 条の届出を受理した公安委員会は、警察署長を経由して集団行進等を主催する個人又は団体の代表者に対し、届出済証明書を交付するものとする。

(制限時間の起算)

第 5 条 条例第 2 条に規定する届出書を提出する制限時間の起算点は、届出書が警察署長に提出されたときとする。

(遵守事項)

第 6 条 条例第 3 条第 3 号の「交通秩序を維持すること」とは、だ行進、うずまき行進、すわり込み、いわゆるフランスデモ、他のてい団との併進あるいはこ

とさらなかけ足行進、おそ足行進等ことさらな交通秩序の阻害をもたらすような行為をしないことをいう。

(警察本部長への委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和50年12月23日から施行する。

徳島県公安委員会 殿

届出者

集団行進（集団示威運動）届出書

1 主催者の住所・氏名・年令（ただし、主催者が団体であるときはその名称及び事務所所在地並びに代表者、住所・氏名・年令）	
2 前項の主催者が市外に居住するときは、市内の連絡責任者の住所、氏名、年令	
3 集団行進又は集団示威運動の日時	
4 集団行進又は集団示威運動の進路、場所及び略図	
5 集団予定団体名及びその代表者の住所、氏名、年令	
6 参加予定人員（団体参加の場合はその内訳）	
7 集団行進又は集団示威運動の目的及び名称	